

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田広志

仙台市人事委員会規則第十四号

仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年仙台市人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表63の項から115の項までを次のように改める。

63	15	46	55	44	55	42	41
64	16	46	56	44	56	42	42
65	17	47	57	45	57	43	42
66	18	47	58	45	58	43	42
67	19	48	59	45	59	44	43
68	20	48	60	46	60	44	43
69	21	49	61	46	61	44	43
70	22	49	62	46	62	45	44
71	23	50	63	47	63	45	44
72	24	50	64	47	64	45	44
73	25	51	65	47	65	45	45
74	26	51	65	48	66	45	
75	27	52	66	48	67	45	
76	28	52	66	48	68	45	
77	29	53	67	49	68	45	
78	30	53	67	49	69		
79	31	54	68	50	69		
80	32	54	68	50	70		
81	33	55	69	51	70		
82	34	55	70	51	71		
83	35	56	71	52	71		
84	36	56	72	52	72		
85	37	57	73	53	72		
86	38	58	74	53			
87	39	59	75	54			
88	40	60	76	54			
89	41	61	77	54			
90	42	61	78	55			
91	43	62	79	55			
92	44	62	80	55			
93	45	63	81	56			
94	46	63	82	57			
95	47	64	83	58			
96	48	64	84	59			
97	49	64	85	60			
98		65	85	60			
99		65	86	60			
100		65	86	60			
101		66	86	60			
102		66	87	60			
103		66	87	60			
104		66	87	60			
105		66	88	60			
106			88				

107			88				
108			89				
109			89				
110			89				
111			90				
112			90				
113			90				
114			91				
115			92				

別表第七ロの表55の項から111の項までを次のように改める。

55	15	34	47	36	47	34	33
56	16	34	48	36	48	34	34
57	17	35	49	37	49	35	34
58	18	35	50	37	50	35	34
59	19	36	51	37	51	36	35
60	20	36	52	38	52	36	35
61	21	37	53	38	53	36	35
62	22	37	54	38	54	37	36
63	23	38	55	39	55	37	36
64	24	38	56	39	56	37	36
65	25	39	57	39	57	37	37
66	26	39	57	40	58	37	
67	27	40	58	40	59	37	
68	28	40	58	40	60	37	
69	29	41	59	41	60	37	
70	30	41	59	41	61		
71	31	42	60	42	61		
72	32	42	60	42	62		
73	33	43	61	43	62		
74	34	43	62	43	63		
75	35	44	63	44	63		
76	36	44	64	44	64		
77	37	45	65	45	64		
78	38	45	66	45			
79	39	46	67	46			
80	40	46	68	46			
81	41	47	69	46			
82	42	47	70	47			
83	43	48	71	47			
84	44	48	72	47			
85	45	49	73	48			
86	46	50	74	49			
87	47	51	75	50			
88	48	52	76	51			
89	49	53	77	52			
90	50	53	77	52			
91	51	54	78	52			
92	52	54	78	52			
93	53	55	78	52			
94	54	55	79	52			
95	55	56	79	52			
96	56	56	79	52			
97	57	57	80	52			
98	57	57	80				

99	58	58	80				
100	58	58	81				
101	59	59	81				
102		59	81				
103		60	82				
104		60	82				
105		60	82				
106		61	83				
107		61	84				
108		62	85				
109		62	85				
110		63					
111		63					

別表第七ハの表83の項から153の項までの昇格後の号俸2級の欄を次のように改める。

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
53

53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
56

別表第七ニの表47の項から62の項までの昇格後の号俸2級の欄を次のように改める。

37
38
38
38
39
39
40
40
40
41
41
42
42
43
43

別表第七ニの表88の項から114の項までを次のように改める。

88	53	52	76	26
89	54	53	77	26
90	54	54	77	26
91	54	55	77	27
92	54	56	78	27

93	55	57	78	27
94	55	58	78	28
95	55	59	79	28
96	55	60	79	28
97	56	61	79	29
98	56	62	80	
99	56	63	80	
100	56	64	80	
101	57	65	81	
102	57	66	81	
103	57	67	82	
104	57	68	82	
105	57	69	83	
106	57	70	83	
107	57	71	84	
108	58	72	84	
109	58	73	85	
110	58	74	86	
111	58	75	87	
112	58	76	88	
113	58	77	89	
114	58	77	90	

別表第七ニの表121の項昇格後の号俸2級の欄を次のように改める。

59

別表第七ホの表48の項から77の項までを次のように改める。

48	25	40	28	40
49	26	41	29	41
50	26	42	30	41
51	26	43	31	42
52	26	44	32	42
53	27	45	33	43
54	27	46	34	43
55	27	47	35	44
56	27	48	36	44
57	28	49	37	45
58	28	50	38	46
59	28	51	39	47
60	28	52	40	48
61	29	53	41	49
62	29	54	42	50
63	29	55	43	51
64	29	56	44	52
65	30	57	45	53
66	30	58	46	53
67	30	59	47	54
68	30	60	48	54
69	31	61	49	55
70	31	62	50	55
71	31	63	51	56
72	31	64	52	56
73	32	65	53	57
74	32	66	54	57
75	32	67	55	58
76	32	68	56	58

77	33	69	57	59
----	----	----	----	----

別表第七ホの表86の項から107の項までを次のように改める。

86		78	65	65
87		79	66	66
88		80	66	66
89		81	66	67
90		82	66	
91		83	67	
92		84	67	
93		85	67	
94		86	68	
95		87	69	
96		88	70	
97		89	71	
98		89		
99		90		
100		90		
101		90		
102		90		
103		91		
104		91		
105		91		
106		92		
107		93		

別表第七への表66の項から75の項までの昇格後の号俸4級の欄を次のように改める。

49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

別表第七への表90の項から107の項までを次のように改める。

90	70	70	70	53		
91	71	71	71	54		
92	72	72	72	54		
93	73	73	73	55		
94	74	74	74	55		
95	75	75	75	56		
96	76	76	76	56		
97	77	77	77	57		
98	77	78	78	58		
99	78	79	79	59		
100	78	80	80	59		
101	79	81	81	60		
102	79	82	82	60		
103	80	83	83	61		
104	80	84	84	62		
105	81	85	85	63		
106	82	86	86			
107	83	87	87			

第二条 仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(経験年数を有する者の号俸)	(経験年数を有する者の号俸)
第十四条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十八月（第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの又は第三十四条各号に掲げる職員であるときは、三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。 [一～四 略] [2・3 略]	第十四条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十八月（第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第八に定める行政職給料表六級以下職員等昇給号俸数表の昇給区分良好の欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。 [一～四 略] [2・3 略]
（行政職給料表の五級以上の職員に相当する職員）	（行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員）
第三十四条 条例第七条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの 二 教育職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの 三 教育職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの 四 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの 五 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの	第三十四条 条例第七条第五項第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの 二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]

別表第七イの表2の項から77の項までの昇格後の号俸7級の欄及び8級の欄を次のように改める。



4	
4	
4	
4	

別表第七〇の表2の項から69の項までの昇格後の号俸7級の欄及び8級の欄を次のように改める。

1	2
1	3
1	4
1	5
1	5
1	5
1	5
1	5
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
2	
2	
2	
2	
2	

別表第七ホの表2の項から97の項までの昇格後の号俸4級の欄及び5級の欄を次のように改める。



5	
5	
5	
5	
5	
5	

別表第八を次のように改める。

別表第八（第三十五条関係）

イ 行政職給料表6級以下職員等昇給号俸数表

昇給区分	昇給区分			
	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号俸数 高齢職員以外の職員	5以上（行政職給料表5級又は6級職員等にあっては、4以上）	4（行政職給料表5級又は6級職員等にあっては、3）	2	0
	高齢職員	1以上	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第34条各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表において「高齢職員」とは、条例第7条第5項第1号の55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、60歳）に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員をいう。
- この表において「行政職給料表5級又は6級職員等」とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級又は6級であるもの、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級又は6級であるもの、教育職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が2級又は3級であるもの及び医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものをいう。
- 高齢職員以外の職員で昇給区分がやや良好でないに決定されたもののうち、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準で定める職員の昇給の号俸数は、3とする。

ロ 行政職給料表7級以上職員等昇給号俸数表

昇給区分	昇給区分			
	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号俸数	1又は2	0	0	0

備考

この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第34条各号に掲げる職員に適用する。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条及び附則第五項の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。  
(経過措置)  
3 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。  
(切替日における昇格又は降格した職員の号俸の特例)  
5 令和八年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けっていたものとみなして第二条の規定による改正後の仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二条又は第二十三条の規定を適用する。

（人事委員会事務局審査給与課）